

平成 26 年度 多摩 3 市男女共同参画推進共同研究会

# 実 施 結 果 報 告 書

～ 市町村における DV 対策のあり方について ～

平成 27 年 2 月

多摩 3 市男女共同参画推進共同研究会



## [目 次]

1 多摩 3 市男女共同参画推進共同研究会について	… 1
1.1 多摩 3 市男女共同参画推進共同研究会とは	… 1
1.2 メンバー構成	… 1
1.3 平成 26 年度における研究会活動概要	… 2
2 平成 26 年度研究テーマ／人権（DV 等）について	… 5
2.1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	… 5
2.2 DV の現状	… 6
2.3 本研究の主旨	… 7
3 先進自治体視察等による配偶者暴力相談支援センター機能の研究	… 9
3.1 東京都中野区「配偶者暴力相談支援センター」視察・意見交換会	… 10
3.2 埼玉県ふじみ野市からのアドバイザー派遣事業	… 11
3.3 千葉県野田市「配偶者暴力相談支援センター」視察・意見交換会	… 12
3.4 配偶者暴力相談支援センター機能研究のまとめ	… 13
4 イベント開催等による啓発・予防機能の研究	… 14
4.1 キャッチフレーズ（標語）募集	… 14
4.2 人権（DV 防止）フォーラム プレイイベント	… 16
4.3 人権（DV 防止）フォーラム	… 22
5 市町村における DV 施策・事業のあり方について	… 29
5.1 市町村における DV 対策機能の分類	… 29
5.2 各機能の内容とめざすべき水準	… 30
6 市町村における DV 対策自己診断表	… 37
7 おわりに	… 41

# 1 多摩 3 市男女共同参画推進共同研究会について

## 1.1 多摩 3 市男女共同参画推進共同研究会とは

多摩 3 市男女共同参画推進共同研究会（以下、「本研究会」と言う。）とは、小金井市、国立市、狛江市が連携を図り、共同研究を通じて、男女共同参画社会を実現し、地域の活性化と発展につながる取り組みを行うことを目的とし、平成 25 年 1 月に発足したものである。本研究会では、平成 25 年度から平成 27 年度の 3 カ年にわたり、各年度研究テーマを設定して研究活動を行う予定としている。

平成 25 年度は「ワーク・ライフ・バランス」をテーマとして研究活動を行い、平成 26 年度は、「人権（DV 等）」をテーマとして研究活動を進めてきた。

なお、本研究会は東京都市長会の「多摩・島しょ広域連携活動助成金」の交付を受けて実施している。

本報告書は、平成 26 年度における「人権（DV 等）」研究の内容、成果を報告するものである。

## 1.2 メンバー構成

本研究会のメンバー構成は下表のとおりである。平成 26 年度では、国立市政策経営部市長室に事務局を設置した。

なお、メンバーの所属、役職等は平成 27 年 1 月 1 日現在のものである。

図表 1.1 研究会メンバー構成

平成 27 年 1 月 1 日現在

所属／役職	氏名	備考
小金井市企画財政部企画政策課 課長補佐	秋葉 美苗子	
小金井市企画財政部企画政策課 主任	岩佐 健一郎	
狛江市企画財政部政策室 室長	小川 啓二	
狛江市企画財政部政策室 主査	吉田 雅子	
狛江市企画財政部政策室 主任	鈴木 知子	
国立市政策経営部市長室 室長	松田 周平	会長
国立市政策経営部市長室 主事	小山 紗代	事務局

### 1.3 平成 26 年度における研究会活動概要

平成 26 年度においては、「人権（DV 等）」をテーマとして、特に DV に重点を置き、研究会における協議・検討、先進自治体視察、啓発のためのイベント開催、啓発冊子と啓発物品の作成などを行った。

#### （1）研究会の開催と主な検討・協議事項

図表 1.2 平成 26 年度における研究会開催概要

回	実施日時／会場	主な検討・協議事項
12回	平成 26 年 5 月 1 日（木） 14：30～16：00 国立市役所会議室	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 市長会審査会の報告</li><li>・ 昨年度の取り組みについて</li><li>・ 平成 26 年度のスケジュールについて</li><li>・ 平成 26 年度の研究テーマについて</li><li>・ 支援業務委託業者について</li></ul>
13回	平成 26 年 5 月 28 日（水） 14：30～16：00 国立市役所会議室	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 支援業務委託業者プロポーザルについて</li><li>・ 今後のスケジュールについて</li></ul>
14回	平成 26 年 6 月 26 日（木） 14：30～16：45 狛江市防災センター会議室	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 平成 25 年度研究会総括（振り返り）</li><li>・ 平成 26 年度研究会テーマの検討</li><li>・ 3 市における DV 関連施策の取り組み状況整理</li></ul>
15回	平成 26 年 7 月 28 日（月） 14：30～17：00 小金井市市民会館萌え木ホール会議室	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 配偶者暴力相談支援センター機能に関する検討</li><li>・ 視察先についての検討</li><li>・ 研究報告書、標語募集、チラシ等に関する検討</li></ul>
16回	平成 26 年 9 月 25 日（木） 14：30～17：30 国立市役所会議室	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 中野区視察（見学会）結果の振り返り</li><li>・ 配偶者暴力相談支援センター機能、啓発・予防機能に関する検討</li><li>・ DV 対策機能自己診断表（案）の検討</li><li>・ フォーラム プレイイベント等についての検討</li></ul>
17回	平成 26 年 10 月 30 日（木） 14：00～17：00 狛江市防災センター会議室	<ul style="list-style-type: none"><li>・ ふじみ野市アドバイザー派遣事業の振り返り</li><li>・ DV 対策機能自己診断表（案）の検討</li><li>・ 啓発冊子の検討</li><li>・ 視察（千葉県野田市）について</li><li>・ フォーラム プレイイベント（11 月 30 日）運営について</li></ul>

18回	平成26年12月9日（木） 15：00～17：00  小金井市前原暫定集会施設 会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ フォーラム プレイベント結果の振り返り</li> <li>・ 千葉県野田市視察結果の振り返り</li> <li>・ DV 対策機能自己診断表（案）の検討</li> <li>・ フォーラム、市民交流会、啓発冊子等について</li> </ul>
19回	平成27年1月15日（木） 14：00～16：30  国立市役所会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施結果報告書（素案）の検討</li> <li>・ フォーラムの運営について</li> <li>・ キャッチフレーズ（標語）の選考について</li> <li>・ 市民交流会、啓発冊子について</li> </ul>
20回	平成27年2月24日（火） 14：00～16：00  狛江市防災センター会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施結果報告書（最終稿）の確認</li> <li>・ 全体の振り返り</li> </ul>

\* 研究会の回数は、前年度からの継続での表記としている。

## （2）先進自治体視察等の実施

平成26年度においては、主として「配偶者暴力相談支援センター」機能を設置している先進自治体へ視察を行うとともに、意見交換を行うなどの情報収集活動を実施した。

図表1.3 先進自治体視察等実施状況

実施日時／場所	実施事項
平成26年8月28日（木） 14：00～16：45  東京都中野区役所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東京都中野区「配偶者暴力相談支援センター」及び「男女共同参画センター」訪問、意見交換</li> </ul>
平成26年10月2日（木） 13：30～17：00  国立市役所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 埼玉県ふじみ野市からのアドバイザー派遣（「女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携ワークショップ事業」アドバイザー等派遣を活用）</li> </ul>
平成26年12月1日（月） 14：00～16：30  千葉県野田市役所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 千葉県野田市「配偶者暴力相談支援センター」視察、意見交換</li> </ul>

### (3) イベント等の実施

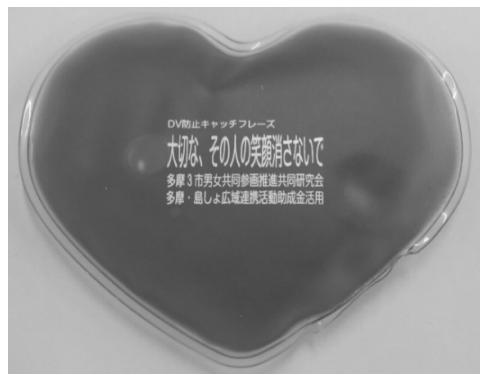
市民を対象に、DV を広く周知し、理解を深めていただくことを目的とし、人権（DV 防止）のキャッチフレーズ（標語）募集や著名人による講演、関連映画の上映などを行う啓発イベントを企画、開催した。

図表 1.4 啓発イベント等実施状況

実施事項／場所／日時	プログラム概要等
<p>■ キャッチフレーズ（標語）募集 募集期間： 平成 26 年 11 月 1 日～12 月 10 日</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ キャッチフレーズ（標語）募集</li> <li>・ 優秀作品の選考</li> <li>・ フォーラム（後述）において優秀作品の発表、表彰</li> </ul>
<p>■ 人権（DV 防止）フォーラム プレイベント開催 小金井市民交流センター小ホール 平成 26 年 11 月 30 日（日） 13:30～17:40</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主催者あいさつ（小金井市長 稲葉孝彦）</li> <li>・ 講演会／家田莊子氏（作家） ～一緒に生きていこう あなたの愛を求めています～</li> <li>・ 映画上映会／「母べえ」</li> </ul>
<p>■ 人権（DV 防止）フォーラムイベント開催 くにたち市民芸術小ホール 平成 27 年 2 月 14 日（土） 13:30～18:15</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主催者あいさつ（国立市長 佐藤一夫）</li> <li>・ 講演会／菊地幸夫氏（弁護士） ～人権についてともに考えよう DV についてもっと理解するために～</li> <li>・ キャッチフレーズ（標語）優秀作品表彰</li> <li>・ 映画上映会／「そして父になる」</li> <li>・ 市民交流会</li> </ul>

### (4) 啓発冊子と啓発物品の作成・配布

DV に関する正しい知識の普及のため、啓発冊子「DV を知らなきや DV をなぐせない」と啓発物品（エコカイロ）を作成し、人権（DV 防止）フォーラムイベントにて配布した。



## 2.1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス：DV）は、家庭内において行われるため外部からの発見が困難であり、潜在化しやすく、放置すれば重大な事件に発展する危険性がある。またその被害者は女性であることが多い。

配偶者等が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等社会実現の妨げにもなっている。しかしながら、被害者の救済などの措置は、家庭内のプライベートな問題であると考えられていたことから、十分に講じられてこなかった。

そのため国は、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とし、平成 13 年 4 月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下、「DV 防止法」と言う。）を制定した。同法は、以後、平成 16 年には

- ・ 配偶者暴力相談支援センター業務の明確化
- ・ 国の基本方針及び都道府県の基本計画策定の義務付け

平成 19 年には、

- ・ 保護命令制度の拡充
- ・ 市町村における基本計画の策定及び配偶者暴力相談支援センター設置の努力義務化

平成 25 年には、

- ・ 生活の本拠を共にする交際相手からの暴力も対象に含めること
- ・ 法律名を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」とする

などの改正が行われ、現在に至っている。

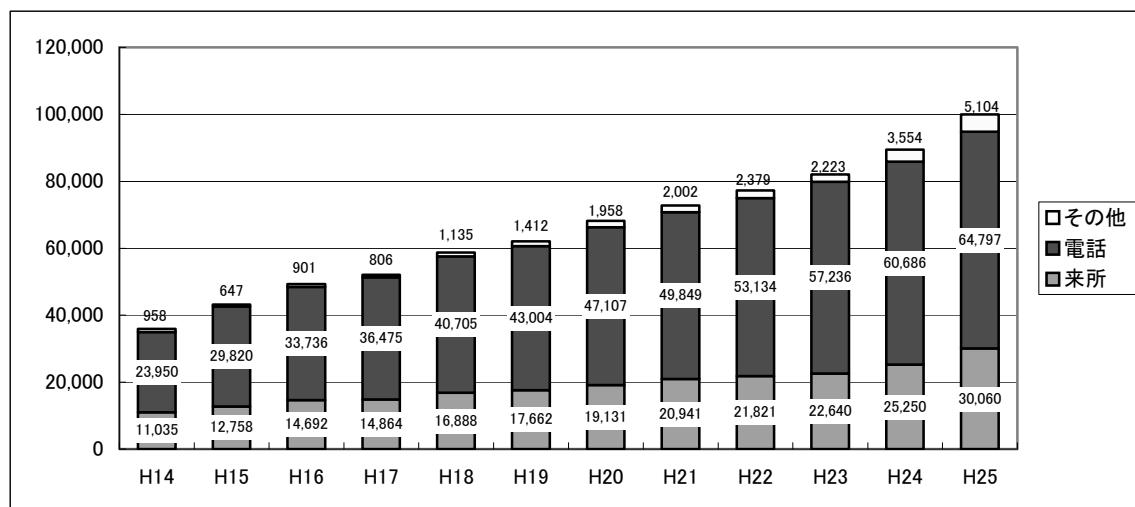
地方自治体の DV 防止対策のための施策も、本法を根拠法として、地域の実情に合わせてそれぞれ展開されることとなる。

## 2.2 DV の現状

### (1) DV 相談件数は増加傾向にある

内閣府調査によれば、全国の配偶者暴力相談支援センター（都道府県及び市町村設置を含む）における相談件数は、図表 2.1 のとおり、年々増加の一途（平均で毎年 10% の増加率）をたどっている。配偶者暴力相談支援センターを設置していない市町村における関連相談件数についても、同様な傾向があるものと想定される。

図表 2.1 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数の推移



\* 平成 26 年 7 月 22 日 内閣府男女共同参画局資料より作成

東京都では、7箇所の配偶者暴力相談支援センターにおいて、平成 25 年度で「来所相談 2,247 件」「電話相談 7,642 件」「その他 15 件」の合計 9,904 件の相談があった。このうち女性からの相談は、9,776 件、男性相談は 128 件となっている。（平成 26 年 7 月 22 日 内閣府男女共同参画局資料より）

潜在化しやすい DV 問題を早期に発見し、適切な対策を講じることで被害の重大化を防ぐためには、相談体制の充実が不可欠である。配偶者暴力相談支援センターを持たない市町村においても、相談機能を充実させるなどの対応が求められる。

## (2) 市町村における「配偶者暴力相談支援センター」設置の現状

DV 防止法では、市町村に対して「相談又は相談機関の紹介」などの機能を有する「配偶者暴力相談支援センター」の設置を努力義務として位置づけている。

また、国でも「第 3 次男女共同参画基本計画」において、市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置を推進することとしており、平成 27 年までに 100 箇所の設置を成果目標として掲げている。

全国の配偶者暴力相談支援センターの設置は、平成 26 年 7 月 1 日現在で、243 箇所となっているが、このうち市町村が設置主体である配偶者暴力相談支援センターは、政令指定都市 17 件、その他の市町村 53 件で、合計 70 件にとどまっている。また、設置している市町村も中規模以上（人口規模 20 万人以上）の比較的大きな自治体であり、それ以外の自治体では一部にしか設置例が見られない。

東京都においては、港区、板橋区、江東区、中野区、豊島区、葛飾区、練馬区の 7 自治体であり、市町村での設置は未だ無い。

市町村にとって、「DV 被害者にとって最も身近な行政主体における支援の窓口であり、その性格に即した基本的な役割について、中心的な業務として特に積極的に取り組むことが望ましい。具体的には、相談窓口を設け、配偶者からの暴力を受けた被害者に対し、その支援に関する基本的な情報を提供すること、一時保護等の後、地域での生活をはじめた被害者に対し、事案に応じ、適切な支援を行うために、関係機関等との連絡調整等を行うとともに、身近な相談窓口として継続的な支援を行う」<sup>(\*)</sup> ことは、当該市町村が配偶者暴力相談支援センターを設置するか否かに係らず、整備しておかなければならぬ課題とすることができる。

\*「市町村の配偶者暴力相談支援センターの設置促進の手引き」より引用

### 2.3 本研究の主旨

DV 被害者は今後も増加していくことが想定され、その対策として国では「DV 防止法」の一部改正や「配偶者暴力相談支援センター設置の推進」など、地方自治体に対しての DV 対策への取り組み強化を進めている。

本研究会の 3 市においても、それぞれ DV 対策、被害者支援策の強化を進めていくことが課題であるが、具体的にどのような方法により、どのような点を強化し、どのように進めていけば良いのかについては、研究段階である。

本研究では、3市がそれぞれ今後も引き続きDV対策の強化を図っていくことを前提として、DV対策機能強化に必要な視点や具体的な方策を整理して示すことを主要課題として、市町村におけるDV対策の現状、課題、あり方についてまとめるものとする。

### 3

## 先進自治体視察等による 配偶者暴力相談支援センター機能の研究

---

平成 19 年の法改正（平成 20 年施行）により、市町村における「配偶者暴力相談支援センター」の設置が努力義務となった。この配偶者暴力相談支援センターの機能要件や設置のために必要となる条件などを知ることを目的として、既に配偶者暴力相談支援センターを設置している自治体を訪問（視察）、若しくは当該自治体から担当者を招致するなどして、情報収集、意見交換などを行った結果を取りまとめる。

配偶者暴力相談支援センターが行う業務（機能）としては、

1. 被害者に関する各般の問題について、相談に応じること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。（相談又は相談機関の紹介）
2. 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。（カウンセリング）
3. 被害者及びその同伴する家族の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。（緊急時の安全の確保及び一時保護）
4. 被害者が自立して生活することを支援するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。（自立支援）
5. 保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。（保護命令）
6. 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。（居住生活支援）

の 6 つが定められているが、これらのうちの一部でも行うことが可能であれば、各市町村の判断により、その施設を「配偶者暴力相談支援センター」の機能を果たす施設として差し支えないとされており、何をどこまで実施するかは各市の政策として決定することとなる。

### 3.1 東京都中野区「配偶者暴力相談支援センター」視察・意見交換会

配偶者暴力相談支援センター設置の経緯、運営の状況などを学ぶことを目的として、東京都中野区生活保護分野生活相談担当係、男女共同参画センターを視察先として訪問、お話を伺うとともに、意見交換を行った。

- 日 時：平成 26 年 8 月 28 日（木） 14：00～16：45
- 訪問先：中野区生活援護分野生活相談担当係長 山崎孝之氏  
中野区政策室企画分野男女共同参画センター所長 小山玲善子氏  
中野区政策室企画分野男女共同参画センター 橋口さおり氏

#### ■ 中野区基礎データ

人口／世帯数 (H26/12/1 現在)	合計	男	女	世帯数
	316,710	159,545	157,165	190,840
配偶者暴力相談支援 センター設置時期	平成 25 年 4 月			

#### ■ 主な内容

- ・ 配偶者暴力相談支援センター設置の経緯について
- ・ 相談機能について
- ・ 婦人相談員の確保について
- ・ 配偶者暴力相談支援センターの設置場所について
- ・ 緊急保護について
- ・ 証明書等の発行について
- ・ 相談室の状況について
- ・ DV 啓発事業について

### 3.2 埼玉県ふじみ野市からのアドバイザー派遣事業

内閣府アドバイザー派遣事業を活用し、埼玉県ふじみ野市市民生活部市民相談・人権推進室長 熊木しづ子氏に、ふじみ野市における「配偶者暴力相談支援センター」設置の経緯や運営の状況などについて、具体的な事例などを交えて講演をいただいた。

- 日 時：平成 26 年 10 月 2 日（木） 13:30～17:00
- 講 師：ふじみ野市市民生活部市民相談・人権推進室長 熊木しづ子氏
- 会 場：国立市役所会議室

#### ■ ふじみ野市基礎データ

人口／世帯数 (H26/12/1 現在)	合計	男	女	世帯数
	111,826	55,844	55,982	48,681
配偶者暴力相談支援 センター設置時期	平成 26 年 4 月			

#### ■ 主な内容

- ・ ふじみ野市の DV 相談の状況
- ・ 市民相談窓口で配偶者暴力相談支援センターを設置した理由
- ・ 配偶者暴力相談支援センターの設置による効果
- ・ 配偶者暴力相談支援センターの運営にあたり重視していること
  - ◊ 相談体制の充実
  - ◊ 庁内連携による迅速・適切な支援の徹底
  - ◊ DV 被害者の緊急保護対策
- ・ 今後の課題
  - ◊ 相談内容の多様化、多問題・困難ケースの相談対応の向上
  - ◊ 緊急保護の迅速な対応
  - ◊ 相談者数の増加に伴う関係業務の効率的処理
  - ◊ 加害者の追及に対する適切な対応の徹底

### 3.3 千葉県野田市「配偶者暴力相談支援センター」視察・意見交換会

配偶者暴力相談支援センター運営における課題、ノウハウ、さらには DV 対策機能向上に向けた取組の視点や、具体的な事業実施状況などを学ぶことを目的として、千葉県野田市児童家庭部男女共同参画課を視察先として訪問、お話を伺うとともに、意見交換を行った。

- 日 時：平成 26 年 12 月 1 日（月） 14：00～16：30
- 訪問先：野田市児童家庭部長 西山寿夫氏  
野田市児童家庭部男女共同参画課長 駒崎喜美代氏  
野田市児童家庭部男女共同参画課 植竹晃氏  
NPO 法人のだフレンドシップ青い鳥理事長 鈴木洋子氏

#### ■ 野田市基礎データ

人口／世帯数 (H26/12/1 現在)	合計	男	女	世帯数
	155,951	78,293	77,658	64,441
配偶者暴力相談支援 センター設置時期	平成 20 年 1 月			

#### ■ 主な内容

- ・ 相談、カウンセリングについて
- ・ 啓発について
- ・ 予防、早期発見のための各機関との連携について
- ・ 緊急保護、一時保護について
- ・ NPO 法人のだフレンドシップ青い鳥との連携について
- ・ その他の支援策について

### 3.4 配偶者暴力相談支援センター機能研究のまとめ

配偶者暴力相談支援については、啓発予防機能、相談・カウンセリング機能、被害者保護機能、自立支援機能、連携機能など、さまざまな機能がある。被害者保護のために、配偶者暴力相談支援センター機能を整備している先進自治体では、各機能をどのように充実させているのか、意見交換を実施したところ、各自治体の状況は三者三様であった。

例えば、相談・カウンセリング機能の充実を図るための相談員の確保の方法では、正規・非正規、資格の有無、相談開設日数など設定が異なっている。また、複数の部署の連携から支援を行う DV 対策において、主要な機能を啓発予防機能、相談・カウンセリング機能、被害者保護機能、自立支援機能、連携機能のどこに設定するかによって、主管部署が異なり、各自治体の特徴と強みを決定するものとなっていた。

また、啓発予防機能では、DV 啓発冊子の作成だけでなく、啓発イベントの周知用チラシの裏面に DV 防止の啓発情報を載せるなどの工夫や、若い世代でデータ DV が増えていることに対して学校への講師派遣を行うなど、大いに参考となる事業があった。

今後、どのように機能を充実させていくかについては、各市の状況に応じて有効となる方法を検討していく必要がある。

## 4 イベント開催等による啓発・予防機能の研究

市民を対象に、DV を広く周知し、理解を深めていただくことを目的とし、著名人による講演、関連映画の上映などを行う啓発イベントを企画、開催した。

- ・ キャッチフレーズ（標語）の募集（平成 26 年 11 月 1 日～12 月 10 日）
- ・ 人権（DV 防止）フォーラム プレイベント [平成 26 年 11 月 30 日（日）] 開催
- ・ 人権（DV 防止）フォーラム [平成 27 年 2 月 14 日（土）] 開催

また、これらのイベント運営等を通じて、市町村における「啓発」事業としてのイベントのあり方、運営方法等について、検討を行った。

### 4.1 キャッチフレーズ（標語）募集

DV について広く市民に考えていただききっかけづくりとして、下記の要領で「DV 防止キャッチフレーズ」を募集した。

- 応募期間：平成 26 年 11 月 1 日～12 月 10 日
- 対 象：都内在住・在勤・在学の方
- 募集方法：3 市のホームページ・市報に掲載、3 市の公共機関等へのチラシ配布、イベント開催時（11 月 30 日）における案内
- 応募状況：下表のとおり合計 85 作品の応募があった。

小金井市	36 点
国立市	22 点
狛江市	15 点
その他	12 点
合 計	85 点

キヤッチフレーズ(標語)募集  
男女共同参画について市民の皆さんに考えていただききっかけづくりとして、DV防止のキヤッチフレーズ(標語)を募集します。

①DV防止キヤッチフレーズ例  
「本当の愛は 暴力じゃない」

応募結果  
平成26年11月1日～26年12月10日

表彰  
入賞作品は、平成27年2月14日(土)国立市で開催される人権フォーラムにて表彰式にて表彰。出展料無料にてご出展いただけます。  
優秀賞1名 団費一ヶ月 20,000円分  
優秀賞3名 団員カード 10,000円分

表彰式  
「本当の愛は 暴力じゃない」

表彰式  
入賞作品は、当市のホームページ上で発表いたします。  
表彰式は、男女共同参画実践推進連携会議開催時に開催されます。  
団員カードは、DV防止のための活動にご活用ください。

表彰式  
入賞作品は、当市のホームページ上で発表いたします。  
表彰式は、男女共同参画実践推進連携会議開催時に開催されます。  
団員カードは、DV防止のための活動にご活用ください。

表彰式  
東京都市内に在住・勤務・在学の方

◎応募用紙(応募方法により複数枚の用紙が必要な場合は複数枚提出して下さい)

第1案  
第2案  
第3案

氏名 \_\_\_\_\_ ㊞ \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_

問い合わせ先  
(〒186-0501 東京都練馬区喜多町2-47-1 電話 042-576-2111(内229))

## ■ 選考結果とその活用

応募作品について、本研究会で審査を行い、以下のとおり、最優秀賞 1 点、優秀賞 3 点を決定した。

<b>最優秀賞</b>	<b>大切な、その人の笑顔消さないで</b>	(狛江市)
<b>優秀賞</b>	あなたの傍に 暴力はありませんか?	(小金井市)
	地域の目 暴力防ぐ 力なり	(国立市)
	DV は一人で悩まない みんなで考える	(国立市)

上記入賞作品については、「人権（DV 防止）フォーラム」（平成 27 年 2 月 14 日開催）において、発表、表彰（副賞として図書カードを贈呈）を行うとともに、啓発冊子や啓発物品（エコカイロ）に印刷して、DV 防止の啓発に活用する。

## ■ 昨年度からの改善点

入賞者には、表彰式に出席していただけよう、対象を都内在住、在勤、在学にしづり、また、一人 3 点までの応募とした。

## 4.2 人権（DV 防止）フォーラム プレイベント

### （1）テーマ／開催主旨

人権（DV 防止）フォーラム プレイベント  
～一緒に生きていこう あなたの愛を求めていきます～

「人権（DV 防止）フォーラム プレイベント」は、市民の方を対象として、人権、特に DV（ドメスティックバイオレンス）についての意識の醸成を図り、夫婦間や恋人など親しい間柄における暴力のない社会の実現をめざして、「～一緒に生きていこう あなたの愛を求めていきます～」をテーマに、家田莊子氏（作家）による講演会、映画「母べえ」の上映を行ったものである。

### （2）開催概要

- 日時 平成 26 年 11 月 30 日（日） 13：30～17：40
- 会場 小金井市民交流センター 小ホール
- プログラム

12：45～	開場・受付
13：30	開会
13：30～13：35	主催者あいさつ（小金井市長 稲葉孝彦）
13：35～15：00	〈第 1 部〉 基調講演会 講師：家田莊子氏（作家） 演題：～一緒に生きていこう あなたの愛を求めていきます～
15：00～15：20	休憩
15：20～17：40	〈第 2 部〉 映画上映会 「母べえ」

※DV 防止キヤッチフレーズを募集し、受付した。

## ■ 家田莊子氏による基調講演

暴力のない、安心して暮らせる社会にするために、家庭内教育が大切であること、大人は言動を子どもたちに見られている意識をもつこと、あいさつをすること、自分の周囲で悩んでいる人に気づき、話を聞いてあげることなど、私たちが今日から何をすべきか？を示していただきました。

家田さんご自身の経験や取材に基づいて語られる実例やメッセージに、「この世に暴力を受けてよい人は一人もいない」ことをお話をいただきました。



## 家田莊子氏プロフィール

作家・高野山真言宗僧侶（高野山本山布教師・大僧都）。日大芸術学部放送学科卒業。高野山大学大学院修士課程修了。

女優、OLなど、10以上の職歴を経て作家に。1991年『私を抱いてそしてキスして-エイズ患者と過ごした一年の壮絶記録』で大宅壮一ノンフィクション賞受賞。2007年、高野山大学にて伝法灌頂を受け、僧侶に。住職の資格を持つ。高野山の奥の院、または総本山金剛峯寺にて駐在（不定期）し、法話を行っている。

## ■ 映画「母べえ」上映会

山田洋次監督が昭和初期につつましく生きる家族の姿をとらえて、現代の家族へのメッセージとしてつづった感動の家族ドラマです。

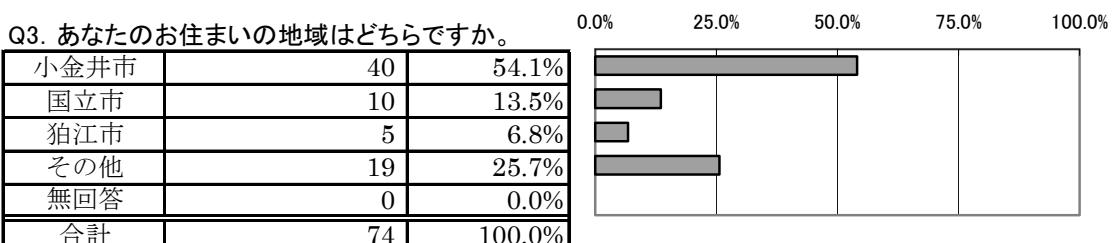
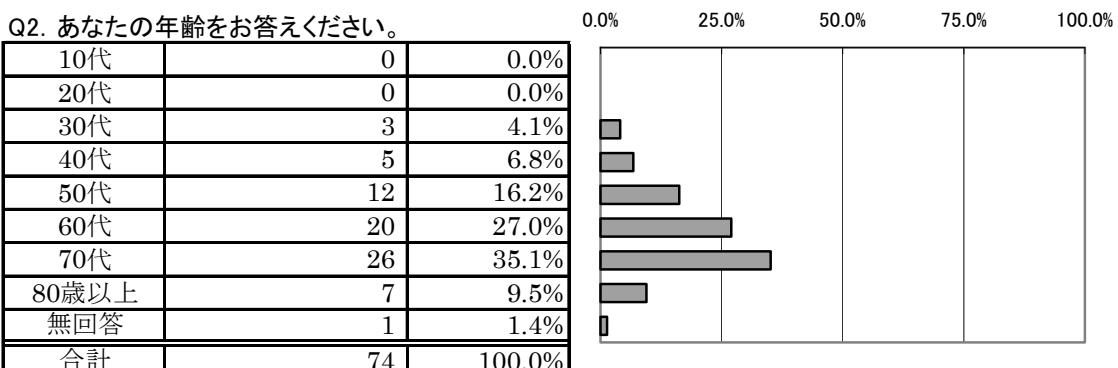
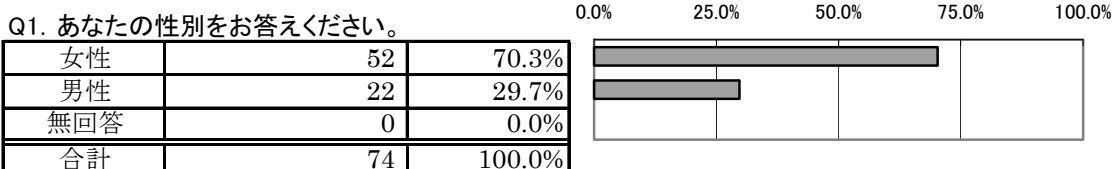
戦争の悲劇を描きながらも、平和や家族の大切さ、幸せとは何かを、改めて思い出させてくれます。



©2007「母べえ」製作委員会

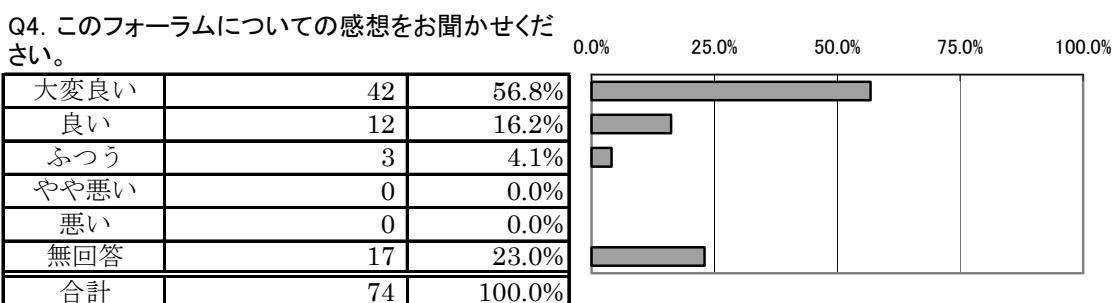
### (3) 来場者数、アンケート結果

来場者	女性	79	72.5%
	男性	30	27.5%
	合計	109	100.0%

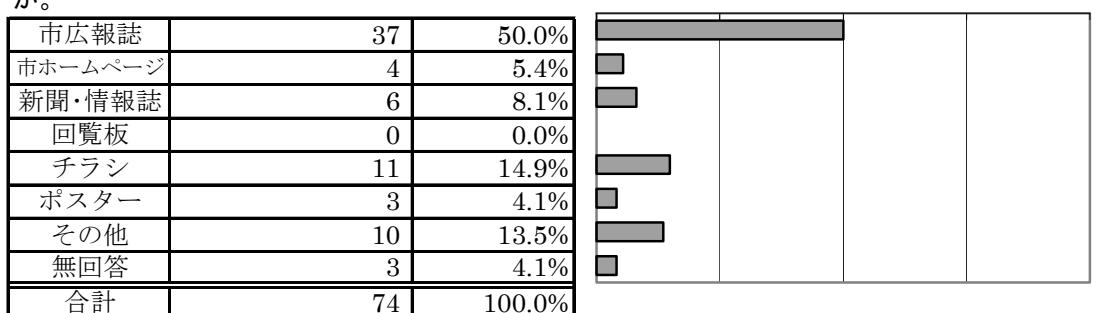


(その他)

日野市、千葉県、西東京市、立川市、羽村市、所沢市、東村山市、武蔵野市、三鷹市、小平市、府中市、国分寺市



Q5. このフォーラムをどちらでお知りになりましたか。



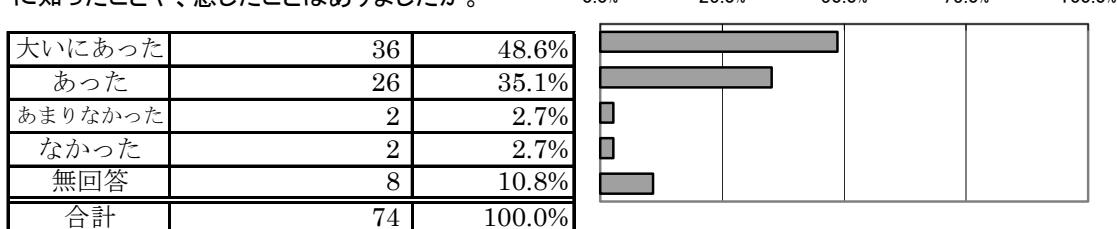
(チラシ・ポスターの場所)

日野ふれあい館、武蔵小金井駅の北側のポスター、国立公民館、くにっ子バス内、  
町内会の掲示板、市のお知らせ 他

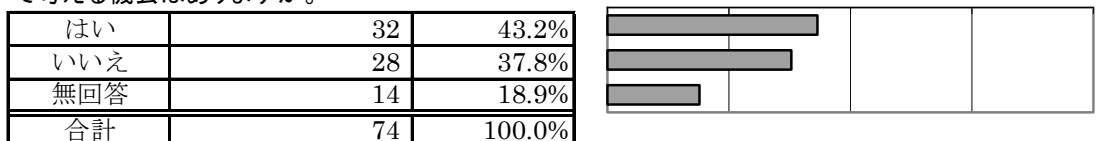
(その他)

他の団体より紹介、友人より、通りがかり、家族から 他

Q6. このフォーラムで、人権(DV防止)について新たに知ったことや、感じたことはありましたか。



Q7. このフォーラム以外で、人権(DV防止)について考える機会はありますか。



(「はい」の場合、具体的にはどういう機会ですか。)

- 自分の所属団体などの活動等
- 福祉全般に興味と関心がありますので。
- 老人のDV、子供が親へのDV（仕事柄）
- TV等のニュースで。子育て中のお母さんたちの話から。
- 身近に集まりがあり、話し合う機会が得られます。
- TV、新聞など
- 周囲の方の悩みを聞く時 他

Q8. ご意見、感想などがございましたら、ご記入ください。(一部のみを掲載)

(家田莊子さんの生き方、講演内容に感動)

- とてもわかりやすい実例で、お話を聞いて感動しました。又の機会がありましたら、家田莊子さんの話を聞きたいです。ご自身の話をされて、ご苦労されても、明るく話されて人間として私も少しお手伝いできる1歩をふみ出せるかなと思いました。
- 講演者の経験等を踏まえた内容が印象に残った。
- 大変良いお話が聞けて今日は出席してよかったです。今日のお話は何かの時にきっと役立つことでしょう。
- 家田さんの生き方は素晴らしい…とってもやさしい心の持ち主でした。又いつの日かお会いしたいものです。ありがとうございました。
- すばらしい講演でした。とても良かったです。 (同様意見多数)

(「あいさつ」の大切さを痛感)

- 自分の知らない世界、見えない世界でつらい思いをしている人々がいる。その人達を負の連鎖から救える手助けができればと思いました。まずはあいさつから始めます。ありがとうございました。
- あいさつはだれでも出来る事ですので、これから私も今まで以上にやっていきたいと思います。子供の学校の行き帰りの行ってらっしゃい、お帰りなさいと、どこのお子さんかわからないけど言うと、小さい声で返ってきます。
- (略) 特に現在の様に核家族化の時代子供達への周囲の気配りが必要と痛感しました。私自身、小さな子供の親子連れには「おはよう」と声をかけています。

(DVについての理解が深まった)

- DV 防止の情報は、虐げられ苦しんでいる人々へ向かって下ろされる蜘蛛の糸になるとと思う。
- 人権 (DV 防止) という図式をしっかりと確認しました。
- 目に見えない暴力もあるんですね。暴力について、夫婦での暴力のお話も聴きたいです。

(イベントに関する意見、感想)

- 是非今後も DV 防止に関連した講演等行ってほしいです。一緒にパネル展示など外でやるとよいのでは。小ホールだけだと何をやっているのかよくわからないのがもったいないです。駅などと連携しての啓発展示なども効果的だと思います。
- 講演も映画も人権を考えるとてもよい機会となった。とてもよかったです。
- 若い人たちも参加して欲しいと思いました。

#### (4) プレイベントを終えての成果と課題

プレイベントの成果としては、人権（DV 防止）について幅広く啓発できたことが挙げられる。アンケート結果からも、本研究会 3 市の市民の他、多摩地域の市民の方々等にも参加していただいており、また、本イベントで「人権（DV 防止）について新たに知ったこと、感じたことがある」と回答した方が 83.7% にのぼっていることが分かった。

講演会では、講師の家田莊子さんから実体験に基づいたお話で訴えかけるものがあり、参加者からは「人権を考える機会となった」「他人事ではない」「手助けができれば」という声もあった。映画上映会では、平和や家族の大切さ、幸せとは何かを、改めて思い出させてくれる内容であり、参加者からも好評だった。また、本イベントの参加者に DV 防止のキャッチフレーズを募集していくことを周知し、16 名 41 作品の応募があり、DV 防止に向けて一緒に考えていただく機会を持つことができた。

一方で、本イベントでは、20 代、30 代、40 代の参加者が 10.9% に留まっており、若い世代に向けての啓発が十分できたとは言えないことは課題として挙げられる。今後、若い世代に向けて、どのような内容、周知方法が啓発に有効なのかを検討していくことが必要である。

### 4.3 人権（DV 防止）フォーラム

#### （1） テーマ／開催主旨

##### 人権（DV 防止）フォーラム

～人権についてともに考えよう DVについてもっと理解するために～

広く市民の皆様に、DV に関する正しい知識と理解を得ていただくとともに、DV とは何か？DV を防止するために何をしなければならないのか？と一緒に考えていただくことを目的として、「～人権についてともに考えよう DVについてもっと理解するために～」をテーマに、菊地幸夫氏（弁護士）による講演会、キャッチフレーズ表彰式、映画「そして父になる」の上映などを行った。

#### （2） 開催概要

- 日時 平成 27 年 2 月 14 日（土） 13：30～17：30
- 会場 くにたち市民芸術 小ホール
- プログラム

12：45～	開場・受付
13：30	開会
13：30～13：35	主催者あいさつ（国立市長 佐藤一夫）
13：35～15：00	〈第 1 部〉 基調講演会 講師：菊地幸夫氏（弁護士） 演題：～人権についてともに考えよう DVについてもっと理解するために～
15：00～15：10	キャッチフレーズ（標語）発表及び表彰式
15：10～15：20	休憩
15：20～17：20	〈第 2 部〉 映画上映会 「そして父になる」
17：20～	菊地弁護士サイン入り色紙抽選会
17：30	閉会
17：45～18：15	男女共同参画推進市民交流会

## ■ 菊地幸夫氏による基調講演

人権が保たれていない状況とは？DVとはどのようなことか？弁護士として関わってきた離婚・仲裁の相談例や実際の判例をあげつつ、時折「皆さんはどう思われますか？」とソフトな口調での語りかけを交え、分かりやすくお話をいただきました。

「人権は大切」と言うだけならば簡単ですが、本当に人権を大切にする社会を作ることは簡単ではありません。安心して暮らせる社会をつくるためには、私たち一人ひとりが暴力を根絶するよう行動する必要があることを考えさせられるお話をしました。



## 菊地幸夫氏プロフィール

弁護士（第二東京弁護士会）。番町法律事務所。中央大学法学部卒業。元司法研修所刑事弁護教官。現在、社会福祉法人練馬区社会福祉事業団理事も務める。また、日本テレビ「行列のできる法律相談所」及び「スッキリ!!」にレギュラーとして出演。弁護士業務の傍ら体力作りにも勤しみ、各地のトライアスロン大会へも出場。地元小学生のバレーボールチームの監督等も務めている。

## ■ キャッチフレーズ（標語）の発表及び表彰式

「DV 防止キャッチフレーズ」募集結果について、最優秀作品 1 点、優秀作品 3 点の発表を行い、入選者に菊地幸夫氏から表彰、記念品の授与を行った。

なお入選作品は、以下のとおりである。

### 最優秀賞

大切な、その人の笑顔消さないで

### 優秀賞

あなたの傍に 暴力はありませんか？

地域の目 暴力防ぐ 力なり

DV は一人で悩まない みんなで考える



## ■ 映画「そして父になる」上映会

2013年カンヌ映画祭審査員賞に輝いたことも記憶に新しい家族愛を描いた映画。2組の家族を通じて愛や絆、家族といったテーマを感動的に描くヒューマンストーリー。

©2013「そして父になる」製作委員会



## ■ 菊地弁護士サイン入り色紙抽選会

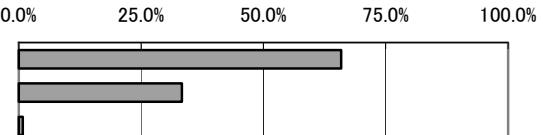
フォーラムの最後に、フォーラム参加者の中から6名の方に、菊地弁護士サイン入り色紙をプレゼントする抽選会を行った。

### (3) 来場者数、アンケート結果

来場者	女性	116	67.1%
	男性	57	32.9%
	合計	173	100.0%

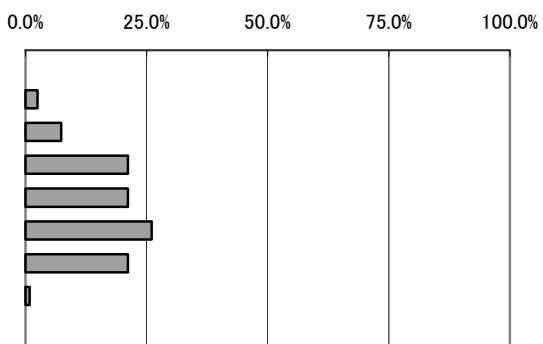
Q1. あなたの性別をお答えください。

女性	81	65.9%
男性	41	33.3%
無回答	1	0.8%
合計	123	100.0%



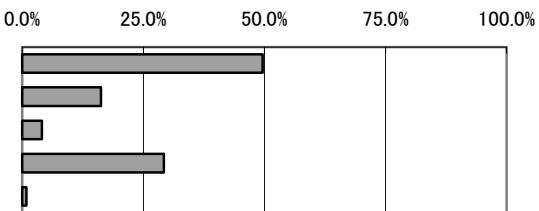
Q2. あなたの年齢をお答えください。

10代	0	0.0%
20代	3	2.4%
30代	9	7.3%
40代	26	21.1%
50代	26	21.1%
60代	32	26.0%
70代	26	21.1%
80歳以上	1	0.8%
無回答	0	0.0%
合計	123	100.0%



Q3. あなたのお住まいの地域はどちらですか。

国立市	61	49.6%
小金井市	20	16.3%
狛江市	5	4.1%
その他	36	29.3%
無回答	1	0.8%
合計	123	100.0%

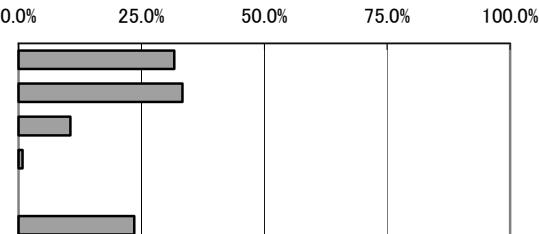


(その他)

青梅市、大田区、神奈川県伊勢原市、国分寺市、小平市、新秋津、新宿区、武蔵村山市、立川市、多摩市、豊島区、八王子市、日野市、府中市、福生市、武藏野市

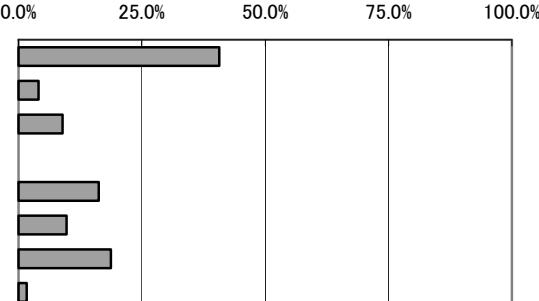
Q4. このフォーラムについての感想をお聞かせください。

大変良い	39	31.7%
良い	41	33.3%
ふつう	13	10.6%
やや悪い	1	0.8%
悪い	0	0.0%
無回答	29	23.6%
合計	123	100.0%



Q5. このフォーラムをどちらでお知りになりましたか。

市広報誌	50	40.7%
市ホームページ	5	4.1%
新聞・情報誌	11	8.9%
回覧板	0	0.0%
チラシ	20	16.3%
ポスター	12	9.8%
その他	23	18.7%
無回答	2	1.6%
合計	123	100.0%



(チラシ・ポスターの場所)

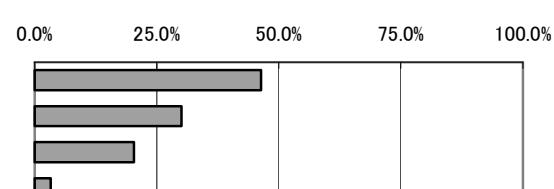
くにっこバス、小金井であったDV講演会でもらった、図書館、矢川駅、福祉会館、社会福祉会館、子供の中学校から、南市民プラザ、小金井掲示板、国立駅前、公民館、ホールの中、自治会掲示板 他

(その他)

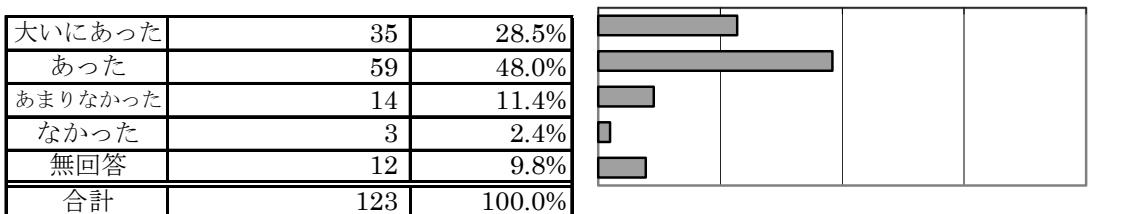
市かたらい編集会議、多摩地域、妻から、団地の掲示板、誘われて、友人、紹介、市職員からの紹介、家族から、広域情報誌たまちいき、国立の方からチラシを頂きました、委員会にたずさわって、ミニコミ紙、もしもし新聞、自治体で男女共同参画の担当しております、他の会場で、「父とくらせば」の公演会場で、多摩ビラ、祖母 他

Q6. このフォーラムに来場しようと思ったきっかけは何ですか。

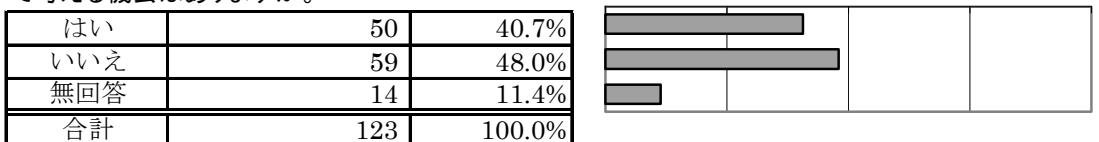
テーマに興味	57	46.3%
基調講演	37	30.1%
映画上映会	25	20.3%
無回答	4	3.3%
合計	123	100.0%



Q7. このフォーラムで、人権(DV防止)について新たに知ったことや、感じたことはありましたか。



Q8. このフォーラム以外で、人権(DV防止)について考える機会はありますか。



(「はい」の場合、具体的にはどういう機会ですか。)

- ・ テレビ、新聞などの報道で
- ・ 会社等でのセミナー、研修会など
- ・ 周りにDV被害者がいるなど 他

Q9. ご意見、感想などがございましたら、ご記入ください。(一部のみを掲載)

(菊地弁護士の話が分かりやすくて良かった)

- ・ 菊地先生の話は事例が多くわかりやすかった。DVを考えるきっかけとなった。またやってほしい。
- ・ 話は具体的で大変勉強になりました。
- ・ テレビにて拝見していた方のわかりやすい説明で学べました。このような事がおこらない世の中を望みます。

(DVのことがよく分かった、DVのことを考えるきっかけになった)

- ・ どんなことがDVになるのか?ならないのか?のボーダーラインが知れたらよかったです。
- ・ とても良い企画でした。DVについて考えるきっかけになりました。
- ・ これからもDV問題に立ち向かえる人を大切にして、平和な地球をきずきたい。
- ・ DVがいかにひどいかはわかつたが、さて我々はどのように取り組んでいったらよいのか?NHKテレビでDVをする人への教育支援をしていて、今後さらに充実したらよいと思います。
- ・ まだまだDVが身近でない人が多いと思うので、このように教えてもらう機会があれば、今後気付けることも出てくるのではないかと思う。
- ・ 人権の意味を考える機会となり、参加して良かったです。市長の話もとても良かったです。
- ・ 家族の事を考える良い機会だったと思います。
- ・ DVを減らすためには女性の社会的な地位向上が必要かなと思います。

(映画が良かった)

- ・ 講演会のあとに映画があったのがよかったです。
- ・ 映画はとても感動と人間心理を感じました。
- ・ 映画は良かった。どれが正しいかは分からぬが、考えさせるものでした。先生の話も良かったです。
- ・ 良い映画でした。「人権」と映画の関わりをお話し下さっても良かったかもしれません。人権とはとても幅広い概念です。考える契機となります。

(フォーラムの企画・運営に関する意見、感想)

- ・ 弁護士の講演をもっとききたいので、いろんなジャンルの企画を期待します。
- ・ 第2部の映画の内容をDVに関するものにするか、フォーラムのネーミングをDV防止に限定しないものにした方がいいと思った。
- ・ テレビ出演者プラス映画、又やってください。遠いですが来ます。

(4) 男女共同参画推進市民交流会

フォーラム終了後、各市の代表（小金井市4名、狛江市4名、国立市1名）による「男女共同参画推進市民交流会」を開催した。男女共同参画に関する問題は行政だけでは解決できるものではなく、市民と共に取り組む環境づくりとして、参加者から男女共同参画に関心を持ったきっかけ、日頃の活動状況、本日のフォーラムの感想のほか、市民の立場から来年度に向けた課題や取り組むべき点等について、活発なご意見等をいただいた。

また、次年度の研究会テーマである「子育て」については、職場における「イクボス」の養成、「根強い性別、役割分担などにとらわれている管理職」の意識改革などが必要とのご意見をいただいた。



## (5) フォーラムを終えての成果と課題

フォーラムには、170人以上の方が来場してくださり、広く人権（DV防止）について啓発する機会となった。アンケート結果では20代、30代、40代の参加者が31.2%となっており、イベントに比べて若い世代の方に参加いただけた。若い世代の興味をひく講師や映画であったことと、多摩地域に配布される情報誌への掲載等周知方法の工夫によるものと考えられる。

講演会では、テレビに多数出演されている弁護士の菊地幸夫さんから、DVという重い内容を分かりやすくお話をいただいた。アンケートには「事例が多くわかりやすかった」「家族のことを考える良い機会だった」等のご意見が寄せられ、DVについて身近な問題であることを知つもらうことができた。映画上映会は、参加者から「考える機会となった」「感動した」等の声があり、人権について考えさせられる内容で好評だった。DV防止のキャッチフレーズについては、フォーラムの中で開催した表彰式に表彰者全員が出席され、さらに機運を醸成することができた。

また今年度初めて市民交流会を開催し、自治体間連携を行政だけでなく市民とともに進める第一歩となった。様々な意見が出されたが、今後どのように市民交流を進めるか、市民の方の提案等を本研究会や多摩地域の男女共同参画推進へどのように反映させていくか、検討していく必要がある。

## 5 市町村におけるDV施策・事業のあり方について

これまで「配偶者暴力相談支援センター」視察等による先進自治体のDV対策の実態把握、イベント開催による啓発事業のあり方の検討、研究会における協議などを通じて、市町村におけるDV施策・事業のあり方について研究を進めてきた。

この結果、以下のとおりDV対策を機能別に分類し、考察を行った。

### 5.1 市町村におけるDV対策機能の分類

市町村におけるDV対策を「啓発・予防機能」「相談・カウンセリング機能」「被害者保護機能」「自立支援機能」の4機能に分類し、それぞれの機能で実施されている事項（事業）を抽出した。さらに、啓発から自立支援に至るまでの総合的な対策の強化・推進のために共通的に整備しておかなければならない機能として、「（府内外での）連携機能」を設定し、全部で5つの機能分類とした。

図表 5.1 DV 対策一覧表

DV 対策の機能	市町村で行われている主な DV 対策
啓発・予防機能	啓発用チラシ、パンフレット等の配布 啓発イベント（講演会など）の開催 出前講座、学習会などの開催 啓発冊子、広報紙等による情報提供 職員の意識醸成（研修、マニュアルなど） その他
相談・カウンセリング機能	電話相談、相談窓口（女性相談など）の設置 その他相談（法律相談など）の実施 カウンセリング（臨床心理士等）の実施 専用相談室の確保 その他
被害者保護機能	保護施設（シェルター）の確保 公的シェルター（婦人相談所等）との連携 民間シェルター（NPOなど）との連携 被害者保護に係る手続きの明確化 職員への周知、マニュアル 同行 その他

自立支援機能	居住生活支援 公営住宅の優先的入居、目的外利用など 民間住宅の斡旋、身元保証など 就労支援（就労相談、職業訓練など） その他
連携機能	府内連携、情報ブロックなど 窓口のワンストップ化 関係機関との連携 他自治体との広域連携 その他

## 5.2 各機能の内容とめざすべき水準

### (1) 啓発・予防機能

暴力は、身体的なものだけに限らず、精神的、性的なものから経済的に困窮させるものや社会的に隔離させるものなど多種多様であるが、身体的暴力以外の暴力については、被害者、加害者ともに、暴力としての認識が薄い。また、DVは家庭内において起こるため、被害者はDVが明らかになることを恐れ、周囲の人は家庭の問題に介入できないと考えるなど、被害が表面化されずに暴力が継続されやすい。

このような状況に対して、DVに関する正しい知識の普及やDV相談窓口の周知等により、DVの予防と早期発見の取り組みが重要である。

- 啓発冊子等の配布

DVに関する正しい知識の普及や相談窓口を周知する方法として、チラシ・パンフレット・カード等の作成があげられる。東京都等の作成した啓発冊子等を活用するほか、市民にとって身近な相談窓口である市において、市報・ホームページ等を活用したり、カード等を作成して、相談者を窓口へ導くことが必要である。

啓発冊子等は公共施設において配布するほか、担当課、学校、病院などと連携して配布することが望ましい。また、全戸配布を実施している自治体もあり、広く周知を行う必要がある。

- ・ イベント・講演会等

啓発冊子等の紙面で情報を発信するだけでは、多くの方の手にとってもらえないこともある。このため、広く関心を集める手段として、著名人等による集客力を活用したイベントや講演会の開催があげられる。

講演だけでなく、映画上映会や市内の小・中学校の活動発表会等を同時に開催するなど、集客効果を高めることに注力する工夫が必要である。

- ・ 学習講座等

集客を行うイベント等の啓発のほか、講師を派遣する講座の実施があげられる。これは不特定の集客によらず、事前に啓発対象と啓発内容が決定されるため、実施効果が見込める。例えば、若者のデート DV をテーマとした場合は、学校のクラスや学年で講座を開催することで直接的な効果が見込まれる。また、保育園や学校職員、自治会や民生委員を対象に被害者の早期発見を呼び掛ける講座なども有効と考えられる。

- ・ 職員研修

DV の被害者支援は、複数の部署による連携が必要となる。相談等の直接的な支援だけでなく、被害者情報を加害者から保護する必要性から住民情報を保有している全ての部署の連携が必要である。このため、DV の被害者支援を直接行わない部署であっても DV に関する正しい知識と対応が求められる。また、被害者支援を行う職員の不適切な対応によって、被害者が二次被害（被害者が被害の後に加害者以外の周囲の人々の言動によって傷つけられること）を受けることを防がなければならない。

関連部署だけでなく、全職員に研修を行う自治体もあり、府内での研修・情報共有を確実に行うことで、適切な対応が取られるよう働きかけが必要である。

## (2) 相談・カウンセリング機能

DV の被害者の問題解決のためには、DV 相談のほか、生活保護相談、子育て相談、法律相談等のさまざまな相談が必要となる場合が多い。このため、一人の相談員では対応が困難であり、専門相談を複数組み合わせるため、被害者が繰り返し相談を行わなければならなくなったり、各相談員間での情報共有に課題が生じる。

「相談機能」を適切に運営していくためには、相談員スキルの向上、関連部署の連携、必要なときに相談が受けられる体制を整えることが重要な要素とな

る。また、加害者からの追及を考慮し、被害者と相談員の安全確保に努めることも大切である。

- 相談員スキルの向上

被害者の状況・希望について十分にヒアリングを行い、適切な支援につなげていくために、十分な経験・知識を持った職員を配置する必要がある。相談担当には福祉事務所などの実務経験を有する者を起用する、スキルの向上のための研修を充実させるなど、相談員としての資質を確保することが重要である。また、DV 担当だけでなく、広く関係する部署において、研修やケース会議により情報共有を行うことにより、各職員の適切な対応が求められる。

また、DV 被害者には精神的な問題を抱えている人も多いことから、臨床心理士等による心理カウンセリングが受けられるような体制を整備しておくことも必要である。

- 相談可能時間帯

被害者にとって必要なときに必要な相談を受けられる体制整備が必要である。DV 相談については、市役所の開庁時間のほか、夜間相談や休日相談等特設相談を設置するなど、相談しやすい環境づくりが求められる。また、法律相談やカウンセリング等の専門相談は、週ごと・月ごとに開設回数を設定している場合が多いが、相談者の数に応じて、長期の予約待ちが発生しないように、状況に応じて開設頻度を設定することが求められる。

- 専用相談室の確保

加害者が被害者を追及し、被害者や職員・相談員に対して、危害を加えるなどのケースが想定される。相談中については、被害者や相談員の安全が十分に確保できるようにしておかなければならない。このため、加害者からの追及を逃れるため、相談室は一般に周知されていない場所及び安全面に配慮した場所を準備しておくことが望ましい。

また、このような安全確保と警察との連携の強化（連携機能については後述）を目的として警察官 OB を職員として委嘱しているという事例もある。

さらに相談室には、安全面だけでなく被害者（相談者）とその同伴者（子どもを連れてくる人が多い）が安心、リラックスして相談ができるような工夫（壁紙の色、花を飾る、おもちゃやぬいぐるみを置いておくなど）も望まれる。

- ・ その他の「相談・カウンセリング機能」強化策について

その他、各市の実情にあわせて、相談・カウンセリング機能の向上につながる施策や事業をそれぞれで展開したい。例えば「外国人のための相談」「男性のための相談」などの対象範囲の拡大、「行政書士、司法書士等による各種手続相談」などの相談メニューの充実などが考えられる。

### (3) 被害者保護機能

被害者の状況により保護の必要性が認められた場合には、速やかに被害者及び同伴者を安全に保護しなければならない。しかし、独自に避難施設（シェルター）を管理運営している自治体は多くはない。このため他団体の運営する避難施設（シェルター）を利用できる状態にしておくとともに、保護に至るまでの過程で、適切な支援（同行、安全面の配慮など）を施せるような体制を整備しておくことが求められる。

また、一時保護の必要性をしっかり見極め、適切な処置を講じるためには、職員の資質の向上策、被害者保護マニュアルなどを整備しておくことも有効である。

- ・ シェルターの確保

被害者の一時保護のための施設として利用できる「シェルター」を確保しておく。関係諸機関と日頃から連携を図っておくことが必要となる。

さらに、被害者の状況や意思、希望等に、ある程度、柔軟に対応できるような、NPO等が運営する民間シェルターと契約するなどして、施設を確保しておくことも重要である。

- ・ 一時保護体制

被害者の保護に携わる担当職員は、保護の必要性、保護に至るまでのプロセスに精通しており、適切かつ速やかな対応ができなければならない。

また、保護が必要となる事態が何時発生しても対応できるように、所管部門では、担当職員以外に対しても、必要な対応が取れるように資質向上に努め、勉強会を適宜開催する、マニュアル、チェックリストの整備などを進めておくなどが有効である。

- ・ 被害者の安全確保

被害者を保護するに当たっては、その安全確保に十分努めなければならない。まず施設までの移送や入所の手続きに当たっては、被害者の安全確

保と精神的な負担を軽減するため、職員の同行が求められる。万一の事故などを考慮し、できれば複数体制などで臨みたい。

保護した後も、関係部署に対して加害者からの執拗な追及、問合せがあることが想定される。このような追及に対しては、冷静に対応できるよう、窓口対応マニュアルなどで関係部署職員に周知徹底しておくことなどが求められる。

- ・ その他の「被害者保護機能」強化策について

その他、各市の実情にあわせて、被害者保護機能の向上につながる施策や事業をそれぞれで展開したい。例えば「シェルターにおいて自立に向けた生活指導などを進める」などが考えられる。

#### (4) 自立支援機能

DV 対策、支援策の最終的な目標は、被害者が加害者からも経済的にも独立して、安全・安心な自立生活を送られるようにすることである。

自立支援としては、被害者の状況や希望等に応じてさまざまな支援策を講じる必要があると考えられるが、主たる支援としては「住宅（居住）に関する支援」「就労に関する支援」が必要と思われる。また、自立して収入を得るまでの間で必要となる「経済的支援」（貸付制度、医療費補助、奨学金制度など）を準備することも、自立支援として有効に機能するものと思われる。

その他「同伴者（子ども）に対する支援」「心理的な支援（ケア）」「保険・年金等（の手続き）に関する支援」なども自立支援対策として必要である。

- ・ 住宅（居住）に対する支援

DV 被害者に対する住宅（居住）に対する支援としては、「公営住宅への優先入居、入居条件の緩和」「公営住宅のステップハウスとしての目的外利用」などが考えられる。

その他では、「民間賃貸住宅の斡旋や情報提供」「入居にあたっての身元保証」などの支援策や、「家賃助成」制度などを講じているところもある。

- ・ 就労に対する支援

職員や専門家による「就労相談」の実施、「就労関連情報の収集と提供」などを実施する。また職業訓練・技能訓練等のための「講座の開催」や受講費用を援助するための「奨学金・奨励金、補助金制度の運用」などが考

えられる。この他、「就労のための身元保証」など就職の支援が有効である。

- ・ 経済的支援

DV 被害者の多くは経済的自立に課題を抱えており、生活資金を確保するための制度として、資金の貸付、各種手当等がある。「子どもがいる場合の就学金制度」「医療費の助成制度」などを関係部署と連携して進めていきたい。またこの他に「生活保護」制度がある。

- ・ その他の「自立支援機能」強化策について

その他、各市の実情にあわせて、自立支援機能の向上につながる施策や事業をそれぞれで展開したい。例えば、「保育士等による同伴者（子ども）に対する心理的な支援（ケア）」「子どもの就学等に関する支援」「臨床心理士等の専門家による被害者自身の心理的な支援（ケア）」「弁護士等による離婚調停や債務相談」「関係部署職員による保険・年金等（の手続き）に関する支援」なども自立支援対策として必要である。

## (5) 連携機能

DV 対策を適切に推進していくためには、事案の内容、段階などに応じてさまざまな社会資源、施策を活用して対応していく必要がある。このためには、それぞれの資源や施策を有する関係部署、機関等が綿密に連携するとともに、被害者にとって「ワンストップ」で行われるような体制を整えることが必要である。

また前述（被害者保護機能）のとおり他自治体から避難してくるなどのケースを考慮した広域連携等の仕組みも必要となる。

- ・ 庁内連携

例えば「相談窓口」を一本化して、一箇所をコーディネーター役として位置づけ、被害者の相談内容や状況に応じて、適切な部門へつなげて対応できるような連携体制を構築することが望ましい。このため、各部署の役割を明確に規定（要綱やマニュアルを整備するなど）すること、情報管理では共通シートを作成するなどして一元化できる様式を整えること、庁内連絡会議を適宜開催して、情報の共有化を図ること、などを実践していきたい。

- ・ 関係機関との連携

連携を必要とする関係機関としては、「所轄の警察署」「保健医療機関」「学校」等がある。これらの機関との連絡網などを整備、連絡会を定期的に開催するなど相互の連絡、報告、緊急時の対応などがスムーズに展開できる状態を構築しておく。

さらに、支援団体（NPOなどを含む）、民生・児童委員、人権擁護委員などとも緊密な連携を図ることも有効である。

- ・ 広域連携

安全のために被害者が他自治体へ避難する場合や、他自治体から避難してくる場合があることから、都道府県、他自治体などとの連携により広域的な対策が講じられるようにしておくことが重要である。

このため、担当職員は都道府県等が行う関連研修、関係者会議などに積極的に参加するなどして、他自治体職員との交流を深め、広域的なネットワークづくりに努めるようにしたい。

また、域内の自治体で独自の連絡会などを設置するなど、情報交換やより広範囲での対応を可能とするような連携を進めることも有効である。

- ・ その他の「連携機能」強化策について

その他、各市の実情にあわせて、連携機能の向上につながる施策や事業をそれぞれで展開したい。例えば、「近隣自治体と共同しての各種関連事業の企画、実施」「民間団体も含めた職員の相互交流」などが考えられる。

## 6 市町村におけるDV対策自己診断表

前章で示した5つの「市町村におけるDV対策機能」を、さらに充実し実践していくためのツールとなるよう、各機能をさらに細分化するとともに具体的な取組事項をチェックリスト形式の一覧表（5機能×3要素×5実施項目=75項目）で整理し、「DV対策自己診断表」を作成した。

この「DV対策自己診断表」を用いて、各市において現状の取組事項をチェック（✓）することで、DV対策の現状確認、今後に向けての課題確認を行うことができるようしている。

図表 6.1 DV対策自己診断表の構造

DV対策の機能	各機能の要素	実施項目(チェック項目)
啓発・予防機能	イベント・講演会等	各要素につき5つの実施項目(チェック項目)を設定(計15項目)
	チラシ・パンフレット等	
	関係者研修	
相談・カウンセリング機能	相談体制	各要素につき5つの実施項目(チェック項目)を設定(計15項目)
	相談可能時間帯	
	その他の相談体制	
被害者保護機能	一時保護体制	各要素につき5つの実施項目(チェック項目)を設定(計15項目)
	被害者情報の扱い	
	安全への配慮	
自立支援機能	住宅(居住)に関する支援	各要素につき5つの実施項目(チェック項目)を設定(計15項目)
	就労に関する支援	
	経済的な支援	
連携機能	庁内連携	各要素につき5つの実施項目(チェック項目)を設定(計15項目)
	関係機関との連携	
	広域連携	
総合評価／今後の機能向上に向けて	・機能別チェック項目集計表 ・分析用レーダーチャート ・今後の機能向上に向けて(記入欄)	チェック項目(を集計・一覧化するとともに、「今後の機能向上に向けて」の方針を提示

## 【DV機能自己診断表】（記述サンプル）

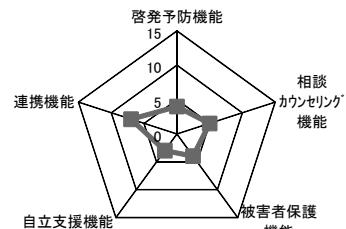
機能分類	実施項目		現状	コメント (市の状況、今後の課題)
1 啓発・予防機能	イベント・講演会等	他機関主催の関連イベント情報を提供している。	✓	啓発・予防機能については、現在、独自のチラシ・パンフレットは作成していない。今後は、DVカードやチラシ等を作成し、積極的な周知活動を行いたい。
		集客型 DVをテーマとしたイベントや講演会等を企画している。		
		DVをテーマとしたイベントや講演会等に目標の参加者数を達成できている。		
		訪問型 公立の関係機関に訪問してDVに関する啓発講座を開催することができる。	✓	
		自治会や民生委員等の広く地域に訪問してDVに関する啓発講座を開催することができる。		
	チラシ・パンフレット等	他機関作成の啓発用チラシ、パンフレット等の配布を行っている。	✓	
		窓口周知 市のDV相談窓口を周知するためのカード、チラシ等を作成し、担当課にて配布している。		
		市DV相談窓口を周知するためのカード、チラシ等を作成し、学校、病院などと連携し、配布している。		
		啓発資料 市独自のチラシ、パンフレット等を作成し、担当課にて配布している。		
	関係者研修	市独自のチラシ、パンフレット等を作成し、学校、病院などと連携し、配布している。		
		担当研修 東京都ウィメンズプラザや市町村職員研修所を活用し、研修を受講している。	✓	
		他機関が主催する研修に参加するための予算を措置するなど、さまざまな研修の受講が可能である。		
		府内研修 関連部署の職員に対して、研修・会議等を行っている。		
		全職員に対して、必ず（新人研修時や受講指定等）DVに関する研修を行っている。		
		府外 民生委員や児童委員への研修・情報提供等を行っている。		
2 相談・カウンセリング機能	相談体制	相談員として充分な経験や知識を持った正規職員を配置している。		相談・カウンセリングについては、必ずしも十分な体制を整えているわけではないが、相談件数もそれ程多くない本市の状況から考えれば、特に問題はないと思われる。
		相談員として有資格者の正規職員を配置している。		
		非正規職員（嘱託・委託・派遣等）により有資格者の専門の相談員を月2回以上配置している。	✓	
		マニュアル等を活用するなど、相談者の状況をもれなく聞き取る体制が整えられ、必要な手続き・情報等を案内している。		
		他関係部署との連携を調整できる。		
	相談可能な時間帯	DV相談 市役所の開庁時間のほか、平日の時間外窓口（特設を含む）を設置している。		
		休日相談窓口（特設を含む）を設置している。		
		各種相談 女性に関する一般相談等が2週間以内に受けられる環境がある。	✓	
		カウンセリング等の専門相談が2週間以内に受けられる環境がある。		
		法律相談が2週間以内に受けられる環境がある。	✓	
	その他相談体制	外国人、障害者、高齢者等、特別な配慮を必要とするケースに対応できる体制が整っている。		
		相談共通シートを活用するなど、関係部署の手続きについて被害者の負担を軽減している。		
		DV担当の窓口で関係部署職員が一緒に対応するなど、窓口のワンストップサービスを図っている。		
		他機関の支援が必要な場合には、同行支援などを行い、確実な連携をとっている。	✓	
		関係部署の専門相談を利用した場合、相談内容を共有できる。	✓	

機能分類		実施項目		現状	コメント (市の状況、今後の課題)
3 被害者保護機能	一時保護体制	実施体制	(職員は)一時保護のための各種手続きをスムーズに行うことができる。	✓	具体的なケースがあったわけではないが、加害者の来所や追及に対する安全対策レベルは不十分といえる。
			外国人、障がい者、高齢者等、特別な配慮を必要とするケースに対応できる体制が整っている。		
		施設状況	被害者の情報を警察等の外部関係機関に連絡し、必要な措置がとれるよう連携している。	✓	
			公的機関へ一時保護を依頼している。	✓	
		公的機関の他に、民間団体の保護施設も活用している。			
	被害者情報の扱い	情報保護	住民基本台帳の閲覧制限、住民票や戸籍附票の写しの交付制限を行っている。	✓	
			上記以外の証明書の交付制限が整備されている。		
			マニュアル作成や研修・会議の開催など、職員の窓口・電話対応からの情報漏えいについて対策を行っている。		
		庁内共有	関係部署への交付制限の周知は、書面やシステム上でわかるようにしている。		
			関係部署への情報共有について、条例（要綱）整備を行っている。		
	安全への配慮	加害者の来所に備えて、相談室に安全のための策（ブザー・防犯用具等）を講じている。			
		加害者の来所に備えて、職員に対して安全のための策（防犯訓練、研修）を講じている。			
		加害者の来所に備えて、安全確保のための職員（警察OB等）を配置している。			
		公立の学校・幼稚園・保育園等と連携し、保護の対象である子どもの安全が確保できる。			
		私立の学校・幼稚園・保育園等と連携し、保護の対象である子どもの安全が確保できる。			
4 自立支援機能	住宅（居住）に関する支援	住宅の確保について相談・情報提供を行っている。		✓	自立支援策については、居住の相談・情報提供、就労カウンセリング等が実施できる。ほぼ現状維持で進めていきたい。 また、被害者に対する経済的支援は、今のところ何も講じられていない。
		公営住宅への優先的な入居が可能である。			
		民間賃貸住宅への入居のため、入居保証、家賃保証等の保証制度がある。			
		民間団体と連携し、ステップハウス等の入居が可能である。			
		上記の他、住居に関する支援を行っている。			
	就労に関する支援	就労カウンセリングを行っている。		✓	
		就労支援のための身元保証を行っている。			
		求職活動のための保育サービスが利用できる。			
		就職の斡旋ができる。		✓	
		上記の他、就労に関する支援を行っている。			
	経済的な支援	民間賃貸住宅への入居のため、家賃助成を行っている。			
		就職のための技能訓練にかかる費用について助成を行っている。			
		カウンセリング受診費用の助成を行っている。			
		生活資金の助成を行っている。			
		上記の他、経済的な支援を行っている。（生活保護は除く）			

機能分類	実施項目	現状	コメント (市の状況、今後の課題)
5 連携機能	内閣府等からの通知など、関連部署に適切に情報共有される体制が整っている。	✓	連携については、概ね必要な措置が講じられている。
	連絡会を設置し、直接支援に関する関係部署において、会議、情報交換を行っている。	✓	「個別ケース会議の開催」は、今後、複雑な事案が出てくることが予想されるこから、整備すべき課題としている。
	連絡会を設置し、直接支援以外にも税等の個人情報を保持している部署において、会議、情報交換を行っている。		
	個別ケースに対応するため、関係する部署を集めて、随時ケース会議を行っている。		
	関係部署の役割分担、それぞれの連携が完全になされており、例えば被害者保護のための情報ブロック、窓口のワンストップ化などがスムーズに実践できる状態にある。		
	近隣の配偶者暴力相談支援センターと連携が図られており、相互協力、情報交換が行える体制がある。		
	自治会や民生委員等の地域住民と連携が図られており、地域にて見守りが行われている。	✓	
	市内の医療機関と連携が図られており、相互協力、情報交換が行える体制がある。	✓	
	所轄の警察と連携が図られており、相互協力、情報交換が行える体制がある。	✓	
広域連携	弁護士等の司法関係団体と連携が図られており、相互協力、情報交換が行える体制がある。		
	東京都配偶者暴力相談支援センターと連携が図られており、相互協力、情報交換が行える体制がある。	✓	
	都道府県が主催する「関係者会議」等に積極的に参加し、他の自治体との情報交換に努めている。	✓	
	他の自治体と共同で連絡会などを設置し、定期的に情報交換を行っている。		
	他の自治体と連携を行い、より広範囲での対応が可能となっている。		
	民間団体と連携を行い、被害者支援の充実を図っている。		

#### 総合評価／今後の機能向上に向けて（サンプル結果例）

機能	チェック項目	現状
1 啓発・予防機能	イベント・講演会等	2
	チラシ・パンフレット等	1
	関係者研修	1
	機能別合計チェック数	4
2 相談・カウンセリング機能	相談体制	1
	相談可能時間帯	2
	その他の相談体制	2
	機能別合計チェック数	5
3 被害者保護機能	一時保護体制	3
	被害者情報の扱い	1
	安全への配慮	0
	機能別合計チェック数	4
4 自立支援機能	住宅（居住）に関する支援	1
	就労に関する支援	2
	経済的な支援	0
	機能別合計チェック数	3
5 連携機能	庁内連携	2
	関係機関との連携	3
	広域連携	2
	機能別合計チェック数	7



今後の機能向上に向けて	
「啓発・予防機能」の強化を図っていきたい。 具体的には、市独自のチラシ・パンフレット等を作成、印刷、各所への配布などを進めていく。 また、被害者の「安全への配慮」が不十分であると診断した。特に子どもの安全に注力する必要がある。学校、幼稚園等との連携を強化していきたい。	

## 7 おわりに

---

「市町村における DV 対策のあり方」について研究や先進自治体の視察等により、市町村における DV 対策を以下の 5 つの機能に分類し、各機能における具体的な対策を整理、提示することができた。

- ・ 啓発・予防機能
- ・ 相談・カウンセリング機能
- ・ 被害者保護機能
- ・ 自立支援機能
- ・ 連携機能

さらに、これらの DV 対策の諸機能について、「市町村における DV 対策自己診断表」（チェックリスト）として取りまとめた。この「自己診断表」を活用して、各市の DV 対策実施状況を把握するとともに、未実施の対策については、今後の検討課題として取り上げていくことで、DV 対策機能向上の一助とすることを想定したものである。

啓発・予防機能の研究として、2 回のイベント開催やキャッチフレーズ募集及び表彰等を行ったことにより、広域的に啓発を取り組めたことは、大変有意義であった。

3 市では、引き続き相互の情報交換、連携を図りつつ、各市の実情に合わせた DV 対策機能の向上を図っていく。

多摩地域における男女共同参画推進に向けた共同研究 実施報告書

平成27年2月

多摩3市男女共同参画推進共同研究会(小金井市、国立市、狛江市)

